

○各種モデル、事務取扱指針等の改正について

（ 2 0 2 1 年 8 月 2 7 日
全 国 株 懇 連 合 会 理 事 会 決 定 ）

本年3月1日の会社法改正ならびに新型コロナウイルス感染拡大その他の環境変化等に対応するため、別紙のとおり、「特別口座における名義書換失念株式救済指針」、「株主名簿を中心とした株主等個人情報に関する個人情報保護法対応のガイドライン」、「株主総会の議決権不統一行使に関する取扱指針」、「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン」、「株式の分割に関する基準日設定公告モデル」、「非振替新株予約権に係る新株予約権原簿事務取扱指針」、「新株予約権行使請求書モデル（税制適格ストックオプション用）」、「税制非適格新株予約権等行使請求書モデルおよび税制非適格新株予約権等行使請求通知書モデル」を改正することとします。なお、西暦表示への変更のみを行う「株式の分割に関する基準日設定公告モデル」については、新旧対照表の添付を割愛いたします。

改正を行う各種モデルならびに事務取扱指針等の主な改正内容およびその理由は、下記のとおりです。

記

1. 特別口座における名義書換失念株式救済指針

改正内容	改正理由
根拠条文の条数を変更するもの	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正に伴う条数変更に対応するため

2. 株主名簿を中心とした株主等個人情報に関する個人情報保護法対応のガイドライン

改正内容	改正理由
議決権行使書等の閲覧謄写請求について、法定拒否事由および実務対応上の留意点を明記するもの	本年3月1日の改正会社法施行に伴い、議決権行使書等の閲覧謄写請求に拒否事由が認められたことに対応するため
西暦表示への変更その他所要の改正を行	—

うもの	
-----	--

3. 株主総会の議決権不統一行使に関する取扱指針

改正内容	改正理由
電磁的方法による不統一行使の事前通知を用いることが可能である旨を明記し、その場合の事前通知の様式等についてはあらかじめ株主名簿管理人と調整することを求めるもの	電磁的方法による不統一行使の事前通知を用いることについて関係者からの要請に応えるとともに、株主総会における紙資源の節約（DX化）を図るため
信託協会が定める電磁的方法による不統一行使事前通知の様式案を参考様式として添付するもの	信託協会から参考様式として添付するよう要請があったため

4. グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン

改正内容	改正理由
証明書別添の割印欄および注2を削除	本年1月22日付で株主総会の議決権不統一行使に関する取扱指針を改正し、割印を不要としたことに対応するため
西暦表示への変更を行うもの	—

5. 株式の分割に関する基準日設定公告モデル

改正内容	改正理由
西暦表示への変更を行うもの	—

6. 非振替新株予約権原簿事務取扱指針

改正内容	改正理由
上場会社の取締役の報酬等として発行される新株予約権で行使の際に金銭の払込等を要しない「ゼロ円ストックオプション」に関する記載等を追加するもの	本年3月1日の改正会社法施行に伴い、取締役に対する「ゼロ円ストックオプション」の付与が可能になったことに対応するため
相続に伴う新株予約権原簿の名義書換に際して提出すべき書類に法定相続情報一覧図の写しを追加するもの	法定相続情報証明制度の開始に対応するため
会社法の条数変更その他の所要の改正を行うもの	—

7. 新株予約権行使請求書モデル（税制適格ストックオプション用）

改正内容	改正理由
行使請求人の押印欄・捨印欄の削除等を行うもの	昨今の発行会社を取り巻く環境変化および行使請求人と発行会社との関係に鑑み、押印を求める必要はないと判断したため

西暦表示への変更を行うもの	—
---------------	---

8. 税制非適格新株予約権等行使請求書モデルおよび税制非適格新株予約権等行使請求通知書モデル

改正内容	改正理由
行使請求人の押印欄・捨印欄の削除等を行うもの	昨今の発行会社を取り巻く環境変化および行使請求人と発行会社との関係に鑑み、押印を求める必要はないと判断したため
「ゼロ円ストックオプション」に関する注意事項を追記等するもの	本年3月1日の改正会社法施行に伴い、取締役に対する「ゼロ円ストックオプション」の付与が可能になったことに対応するため
根拠条文の条数の変更	所得税法施行令の改正に伴う条数変更に対応するため
発行会社の担当者押印欄を削除するもの	昨今の発行会社を取り巻く環境変化および証券会社と発行会社との関係に鑑み、押印を求める必要はないと判断したため
西暦表示への変更その他の所要の改正を行うもの	—

以上

特別口座における名義書換失念株式救済指針の改正

改正前	改正後
<p>4. (1) (説明)</p> <p>・失念救済による特別口座の開設については法律上、本人確認書類は要しない（「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」<u>6</u>条1項8号）が、証券会社等の口座に株式を振替えるときには、振替先口座が当該特別口座の加入者の口座でなくてはならないため（振替法133条1項）、振替が確実にできるよう、失念救済請求にあたっては本人確認書類を提出するものとし、口座を開設できる名義であることを確認する（以下4.(2)～(4)において同じ。）。</p>	<p>4. (1) (説明)</p> <p>・失念救済による特別口座の開設については法律上、本人確認書類は要しない（「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」<u>4</u>条1項8号）が、証券会社等の口座に株式を振替えるときには、振替先口座が当該特別口座の加入者の口座でなくてはならないため（振替法133条1項）、振替が確実にできるよう、失念救済請求にあたっては本人確認書類を提出するものとし、口座を開設できる名義であることを確認する（以下4.(2)～(4)において同じ。）。</p>

株主総会の議決権不統一行使に関する取扱指針の改正

改正前	改正後
<p>【説明】</p> <p>○<u>会社法では不統一行使の事前通知の様式について書面に限定しないこととなり、電子メール等の電磁的方法による事前通知も可能となったものである。発行会社においては株主総会招集時の取締役会決議または定款にて、事前通知を書面に限る旨の定めをすることが可能であるが、実際にそのような対応をした事例は極めて少数であり、実務において常任代理人等は従来どおり書面での取扱いを継続していることから、引続き書面が主体となるものとして、会社法における書面の様式を定める。また、議決権電子行使プラットフォームに係る不統一行使の事前通知に関しては、発行会社、常任代理人および運営会社のICJにおいてその事前通知方法に関して取決めがなされていることから、ここでは考慮しないものとする。</u></p>	<p>【説明】</p> <p>○<u>本指針では、不統一行使に関する事前通知書の様式を定めているが、会社法は不統一行使の事前通知の様式を書面に限定していない。このため、電磁的方法による事前通知を用いることも可能であるが、その場合、電磁的方法による事前通知の様式等については、あらかじめ株主名簿管理人と調整のうえ確定すること（信託協会が定める電磁的方法による事前通知の様式案を参考様式として添付するので参考にされたい）。また、事前通知は、株主総会招集の取締役会決議または定款にて、書面に限る旨等の定めをすることが可能であるが、実際にそのような定めを設けたとき（定款で定める場合を除く）は、招集通知の記載事項となることに留意されたい（会社法299条4項、会社法施行規則63条6号）。なお、議決権電子行使プラットフォームに係る不統一行使の事前通知に関しては、発行会社、常任代理人および運営会社のICJにおいてその事前通知方法に関して取決めがなされていることから、ここでは考慮しないものとする。</u></p>
<p>< 新設 ></p>	<p>参考様式 （信託協会が定める電磁的方法による不統一行使事前通知様式案）</p>

参考様式（信託協会が定める電磁的方法による不統一行使事前通知様式案）

番号	項目	内容	設定の 要否等
①	連続番号	1 ファイル内で1 行目から順に採番する	要
②	通知日	当該ファイルをT A あてに発信する日付。 YYYYMMDD 形式	要
③	通知区分	” 1”（新規の意）・” D”（削除の意）のいずれかを 設定する	要
④	証券コード （半角）	証券コード評議会が定める株式銘柄コード（固有コー ド4 桁+予備コード1 桁）	要
⑤	銘柄名	株式銘柄コードに対応した発行株式の名称（普通株式 であるときは発行体名称）	要
⑥	総会基準日	対象株主総会の会社法上の基準日。YYYYMMDD 形式	要
⑦	総会種別	” 1”（定時の意）・” 2”（臨時の意）のいずれかを 設定する	要
⑧	常任代理人 識別番号	I C J が設定する常任代理人等を一意にする番号	不要
⑨	株主番号	株主名簿管理人が設定する株主を一意にする番号	任意
⑩	株主等照会 コード等	発行会社>株主単位に一意な番号（株主等照会コード 以外の値を設定するときは事前にT A と調整）	任意
⑪	株主名	加入者情報として証券保管振替機構へ提出している 「氏名又は名称」を設定する	要
⑫	株主名 （フリガナ）	加入者情報として証券保管振替機構へ提出している 「カナ氏名又はカナ名称」を設定する（※：⑩株主等 照会コード等が設定されているときは不要）	推奨 （※）
⑬	株主住所	加入者情報として証券保管振替機構へ提出している 「住所」を設定する（※：⑩株主等照会コード等が設 定されているときは不要）	推奨 （※）
⑭	不統一行使 の理由	” T”（信託の意）・” C”（複数者のための株券保管 の意）のいずれかを設定する	要
⑮	通知者名	通常であれば⑭が” T”のときは株主名、” C”のときは 常任代理人名を設定する	要

⑯	通知者住所	通知者名に応じたものを設定する	要
⑰	連絡先-部署名 および担当名	通知者名に応じたものを設定する	要
⑱	連絡先-電話番号 またはメールアドレス	通知者名に応じたもの（発行会社等がコンタクトをとる際に利用する情報）	要
⑲	株主名簿 管理人名	発信する宛先の株主名簿管理人名を設定する（略称可）	要
⑳	備考	発信者の事務処理に関連して任意に利用するもの（株主名簿管理人では本項目の情報による事務処理は行わない）	任意

グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドラインの改正

改正前	改正後
平成27年4月23日付「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会 報告書」	2015年4月23日付「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会 報告書」
平成27年6月30日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2015	2015年6月30日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2015
様式1 平成 年 月 日 (2か所)	様式1 年 月 日 (2か所)
証明書別添	証明書別添 割印欄、注2を削除
様式2 平成 年 月 日 (3か所)	様式2 年 月 日 (3か所)
様式3 平成 年 月 日 (1か所)、平成○年○月○日 (2か所)	様式3 年 月 日 (1か所)、○年○月○日 (2か所)

非振替新株予約権に係る新株予約権原簿事務取扱指針の改正

改正前	改正後
<p>Ⅱ 記名式新株予約権および証券不発行の新株予約権 (説明) [退職慰労金制度を廃止して、役員に対し、いわゆる1円ストックオプション(株式報酬型)を付与する場合には、権利の内容が同じなので退職時に付与された新株予約権の個数を掌握する必要があり、別途、名寄せ後の新株予約権原簿を作成することも考えられる。]</p>	<p>Ⅱ 記名式新株予約権および証券不発行の新株予約権 (説明) [退職慰労金制度を廃止し、役員に対していわゆる1円ストックオプションや取締役に対してゼロ円ストックオプション(株式報酬型)を付与する場合には、権利の内容が同じなので退職時に付与された新株予約権の個数を掌握する必要があり、別途、名寄せ後の新株予約権原簿を作成することも考えられる。]</p>
<p>(2) 新株予約権者の有する新株予約権の内容(会社法236条) (説明) ・会社法236条においては、旧商法280条の20第2項6号に定める新株予約権の行使の条件の項目はないが、「行使条件」を定めることも可能(会社法911条3項12号ハ)</p>	<p>(2) 新株予約権者の有する新株予約権の内容(会社法236条) (説明) ・会社法236条においては、旧商法280条の20第2項6号に定める新株予約権の行使の条件の項目はないが、「行使条件」を定めることも可能(会社法911条3項12号ニ)</p>
<p>②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法 (説明) < 新設 ></p>	<p>②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法 (説明) ・<u>上場会社が定款または株主総会の決議(会社法361条1項4号または5号ロ)に従い取締役の報酬等として新株予約権を発行する場合には、行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法(左記②)を新株予約権の内容とすることを要しない(会社法236条3項)。ただし、その場合には、下記の事項を新株予約権の内容としなければならない(同項各号)。</u> ア. <u>取締役の報酬等としてまたは取締役の報酬等をもってする払込と引換えに新株予約権を発行するものであり、金銭の払込または財産の給付(会社法236条1項3号)を要しない旨</u> イ. <u>取締役(取締役であった者を含む。)以外の者は、当該新株予約権を行使することができない旨</u></p>

改正前	改正後
<p>5. 株式会社以外から新株予約権を取得した者による新株予約権原簿の記載または記録の変更（以下、「名義書換」という。）</p> <p>(2) ①</p> <p>a. 相続関係を示す戸籍謄本または戸籍の全部事項証明書</p>	<p>5. 株式会社以外から新株予約権を取得した者による新株予約権原簿の記載または記録の変更（以下、「名義書換」という。）</p> <p>(2) ①</p> <p>a. 相続関係を示す戸籍謄本または戸籍の全部事項証明書、<u>法務局より交付を受けた法定相続情報一覧図の写し</u></p>
<p>7. 新株予約権の行使（会社法280条）</p> <p>(1) 新株予約権者は、行使請求受付場所に新株予約権行使請求書を提出し、新株予約権を行使する日に新株予約権行使時の払込取扱金融機関に必要な金銭の払込を行う。証券発行新株予約権の場合は、併せて新株予約権証券を提出する。</p>	<p>7. 新株予約権の行使（会社法280条）</p> <p>(1) 新株予約権者は、行使請求受付場所に新株予約権行使請求書を提出し、新株予約権を行使する日に新株予約権行使時の払込取扱金融機関に必要な金銭の払込を行う（<u>上場会社の取締役報酬等として発行される新株予約権で行使の際に金銭等の払込を要さないものを除く</u>）。証券発行新株予約権の場合は、併せて新株予約権証券を提出する。</p>
<p>(2)</p> <p>(説明)</p> <p>< 新設 ></p>	<p>(2)</p> <p>(説明)</p> <p><u>・上場会社の取締役報酬等として発行される新株予約権で行使の際に金銭等の払込を要さないものであるときは（会社法236条3項）、払込金額の確認は不要である。</u></p>
<p>Ⅲ 無記名式新株予約権</p> <p>1. 新株予約権原簿の記載事項</p>	<p>Ⅲ 無記名式新株予約権</p> <p>1. 新株予約権原簿の記載事項 <u>（会社法249条1号）</u></p>
<p>Ⅳ 無記名式新株予約権付社債</p> <p>1. 新株予約権原簿の記載事項</p>	<p>Ⅳ 無記名式新株予約権付社債</p> <p>1. 新株予約権原簿の記載事項 <u>（会社法249条2号）</u></p>

新株予約権行使請求書モデル（税制適格ストックオプション用）の改正

改正前	改正後
（新株予約権行使請求書（税制適格ストックオプション用）） 新株予約権を行使する日の記載欄	（新株予約権行使請求書（税制適格ストックオプション用）） 「平成」を削除
行使請求人の押印欄、捨印欄	押印欄等を削除
裏面のご注意をご参照のうえ、太わくの中をご記入、 <u>ご捺印</u> ください。	裏面のご注意をご参照のうえ、太わくの中をご記入ください。

改正 平成23年2月4日全国株懇連合会理事会 平成23年8月26日全国株懇連合会理事会
2021年8月27日全国株懇連合会理事会

新株予約権行使請求書（税制適格ストックオプション用）

発行会社名 御中

株主名簿管理人名 御中

私は、下記のストックオプションにつき貴社との間に締結した付与契約にもとづき新株予約権を行使します。なお、本請求により交付される振替株式については、下記の指定口座に新規記録又は口座振替の方法により交付してください。

新株予約権を行使する日	年	月	日
新株予約権の内容	第	回	新株予約権（新株予約権の内容は裏面または別添のとおり）
行使する新株予約権の数			個
行使請求株式数	普通株式		株
1株当りの権利行使価額	円	合計払込金額	円

行使請求人（租税特別措置法第29条の2第2項に定める書面の提出者）

郵便番号 - (電話番号 - -)
住所
氏名
なお、個人番号については、別途提出のとおりです。
振替株式の交付先の口座
(加入者口座コード)

■私は、行使する新株予約権に係る付与決議の日において租税特別措置法第29条の2第2項第1号に定める貴社の大口株主及び大口株主の特別関係者に該当しないことを誓約します。

■行使をする特定新株予約権等の状況

付与決議の年月日		
付与契約において定められている株式の種類及び数		
行使日に属する年における特定新株予約権の行使状況		
行使年月日	行使株式数	権利行使価額

■行使日の属する年における他の特定新株予約権等の行使（「なし」、「あり」のいずれかに✓）

なし あり（行使状況は以下のとおり）

付与会社の名称	付与会社の本店所在地	行使年月日	権利行使価額

■行使請求人が租税特別措置法第29条の2第1項に定める権利承継相続人である場合の被相続人に関する事項

被相続人の氏名 死亡の時にける住所 死亡年月日

裏面のご注意をご参照のうえ、太わくの中をご記入ください。

【社用欄】

発行会社確認印

取扱銀行確認印

新株予約権行使請求受付日付 _____

発行株式数 _____

自己株式移転株式数 _____

(ご注意)

1. 発行回数ごとにそれぞれ別の請求書をご使用ください。
2. 新株予約権の行使にあたっては、権利行使に係る合計払込金額を「新株予約権付与契約に関する細則」に規定する取扱銀行の振込口座にお振込みのうえ、銀行確認印の押印を受けて（又は振込票等を添付して）ください。
3. 氏名・住所の記入欄には、証券保管振替機構が定める統一文字集合及び統一文字コードに基づいて記入してください。
4. 新株予約権の行使に伴う振替株式の交付先の口座は、特別口座を指定することはできません。
5. 新株予約権行使の効力は、払込金が払込取扱銀行に振込まれ、本請求書が会社に到着したことを確認したときに生じます。
6. 新株予約権の行使により交付される振替株式は、原則として新株予約権行使の効力が生じた日の翌営業日から起算して4営業日目に振替口座に記録されます。
7. 新株予約権の行使時期によっては、株主確定日までに振替口座簿への記録が間に合わず、総株主通知の対象にならないことから、不利益が生じる可能性があります。そのため株主確定日間際の新株予約権の行使は避けてください。(注)
8. 新株予約権行使請求後は取消しできません。

(注) 割当契約等において、基準日直前の権利行使が制限されている場合はその旨を記載する。

以上

税制非適格新株予約権行使請求書モデルおよび税制非適格新株予約権行使請求通知書モデルの改正

改正前	改正後
<p>(税制非適格新株予約権等行使請求書) 新株予約権等を行使する日の記載欄</p>	<p>(税制非適格新株予約権等行使請求書) 「平成」を削除</p>
<p>行使請求人の押印欄、捨印欄</p>	<p>押印欄等を削除</p>
<p>権利行使により取得した上場株式等の特定口座での取扱いについては、裏面注記<u>4.</u>をご確認ください</p>	<p>権利行使により取得した上場株式等の特定口座での取扱いについては、裏面注記<u>5.</u>をご確認ください</p>
<p>裏面のご注意をご参照のうえ、ご記入、<u>ご捺印</u>ください。</p>	<p>裏面のご注意をご参照のうえ、ご記入ください。</p>
<p>(裏面) 2. 新株予約権等の行使にあたっては、権利行使に係る合計払込金額を「新株予約権等付与契約に関する細則」に規定する取扱銀行の振込口座にお振込みのうえ、銀行確認印の押印を受けて(又は振込票等を添付して)ください。</p>	<p>(裏面) 2. 新株予約権等の行使にあたっては、<u>下記3.</u>に該当する場合を除き、権利行使に係る合計払込金額を「新株予約権等付与契約に関する細則」に規定する取扱銀行の振込口座にお振込みのうえ、銀行確認印の押印を受けて(又は振込票等を添付して)ください。</p>
<p>< 新設 ></p>	<p><u>3.</u> 上場会社の取締役・執行役に付与され、権利行使に金銭の払込みを要さない場合(会社法236条3項・4項)には、上記2.の手続きは不要となります。この場合、「1株当りの権利行使価格」および「合計払込金額」の欄には、「0」(ゼロ)をご記入ください。</p>
<p><u>3.</u></p>	<p><u>4.</u></p>
<p><u>4.</u> 新株予約権等の行使により取得する上場株式等については、当該新株予約権等が所得税法施行令第84条第1号から第4号の規定に該当するものである場合には、特定口座で取扱うことができます。このため、指定口座について特定口座開設手続きが完了している場合には、付与者からの申し出がない限り、特定口座での取扱いとなります。特定口座での取扱いを希望しない場合には、新株予約権等の発行会社までその旨お申し出ください。なお、指定口座について特定口座開設手続きが完了していない場合、特定口座での取扱いはできませんのでご注意ください。</p>	<p><u>5.</u> 新株予約権等の行使により取得する上場株式等については、当該新株予約権等が所得税法施行令第84条第3項第1号または第2号の規定に該当するものである場合には、特定口座で取扱うことができます。このため、指定口座について特定口座開設手続きが完了している場合には、付与者からの申し出がない限り、特定口座での取扱いとなります。特定口座での取扱いを希望しない場合には、新株予約権等の発行会社までその旨お申し出ください。なお、指定口座について特定口座開設手続きが完了していない場合、特定口座での取扱いはできませんのでご注意ください。</p>

改正前	改正後
5. 新株予約権等行使の効力は、払込金が払込取扱銀行に振込まれ、本請求書が会社に到着したことを確認したときに生じます。	6. 新株予約権等行使の効力は、払込金が払込取扱銀行に振込まれ（上記3. に該当する場合を除く。）、本請求書が会社に到着したことを確認したときに生じます。
6. ～ 8. （記載省略）	7. ～ 9. （現行どおり）
（税制非適格新株予約権等行使請求通知書） 担当者押印欄	（税制非適格新株予約権等行使請求通知書） 押印欄削除
なお、権利行使された新株予約権等は、所得税法施行令第84条第1号から第4号のいずれかの規定に該当します。	なお、権利行使された新株予約権等は、所得税法施行令第84条第3項第1号または第2号のいずれかの規定に該当します。
新株予約権を行使した日の記載欄	「平成」を削除
裏面のご注意をご参照のうえ、ご記入、ご捺印ください	裏面のご注意をご参照のうえ、ご記入ください
（裏面） 3. 当該行使された権利が、所得税法施行令第84条第1号から第4号に規定するものに該当しない場合には、その旨を証券会社にお伝えください。	（裏面） 3. 当該行使された権利が、所得税法施行令第84条第3項第1号または第2号に規定するものに該当しない場合には、その旨を証券会社にお伝えください。
< 新設 >	4. 上場会社の取締役・執行役に付与され、権利行使に金銭の払込みを要さない場合（会社法236条3項・4項）、「1株当りの権利行使価格」および「合計払込金額」の欄には、「0」（ゼロ）をご記入ください。
4. （記載省略）	5. （現行どおり）

(ご注意)

※ 本雛形は、租税特別措置法第 29 条の 2 に規定する新株予約権等以外の新株予約権等の行使をする際に使用してください。

1. 発行回数ごとにそれぞれ別の請求書をご使用ください。
2. 新株予約権等の行使にあたっては、下記 3. に該当する場合を除き、権利行使に係る合計払込金額を「新株予約権等付与契約に関する細則」に規定する取扱銀行の振込口座にお振込みのうえ、銀行確認印の押印を受けて（又は振込票等を添付して）ください。
3. 上場会社の取締役・執行役に付与され、権利行使に金銭の払込みを要さない場合（会社法 236 条 3 項・4 項）には、上記 2. の手続きは不要となります。この場合、「1 株当りの権利行使価格」および「合計払込金額」の欄には、「0」（ゼロ）をご記入ください。
4. 氏名・住所の記入欄には、証券保管振替機構が定める統一文字集合及び統一文字コードに基づいて記入してください。
5. 新株予約権等の行使により取得する上場株式等については、当該新株予約権等が所得税法施行令第 84 条第 3 項第 1 号または第 2 号の規定に該当するものである場合には、特定口座で取扱うことができます。このため、指定口座について特定口座開設手続きが完了している場合には、付与者からの申し出がない限り、特定口座での取扱いとなります。特定口座での取扱いを希望しない場合には、新株予約権等の発行会社までその旨お申し出ください。なお、指定口座について特定口座開設手続きが完了していない場合、特定口座での取扱いはできませんのでご注意ください。
6. 新株予約権等行使の効力は、払込金が払込取扱銀行に振込まれ（上記 3. に該当する場合を除く。）、本請求書が会社に到着したことを確認したときに生じます。
7. 新株予約権等の行使により交付される振替株式は、原則として新株予約権等行使の効力が生じた日の翌営業日から起算して 4 営業日目に振替口座簿に記録されます。
8. 新株予約権等の行使時期によっては、株主確定日までに振替口座簿への記録が間に合わず、総株主通知の対象にならないことから、不利益が生じる可能性があります。そのため株主確定日間際の新株予約権等の行使は避けてください。（注）
9. 新株予約権等行使請求後は取消しできません。

(注) 割当契約等において、基準日直前の権利行使が制限されている場合はその旨を記載する。

以上

(ご注意)

※ 本通知は、租税特別措置法第 29 条の 2 に規定する新株予約権等以外の新株予約権等の権利行使が行われた場合に、当該権利行使が行われた情報につき、発行会社から証券会社へ通知する際に使用してください。

1. 発行回数ごとにそれぞれ別の通知書をご使用ください。
2. 氏名・住所の記入欄には、証券保管振替機構が定める統一文字集合及び統一文字コードに基づいて記入してください。
3. 当該行使された権利が、所得税法施行令第 84 条第 3 項第 1 号または第 2 号に規定するものに該当しない場合には、その旨を証券会社にお伝えください。
4. 上場会社の取締役・執行役に付与され、権利行使に金銭の払込みを要さない場合（会社法 236 条 3 項・4 項）、「1 株当りの権利行使価格」および「合計払込金額」の欄には、「0」（ゼロ）をご記入ください。
5. 新株予約権等付与者が権利行使請求を行う際に、当該権利行使により取得する上場株式等について、特定口座での取扱いに関する特段の申し出がなかった場合には「希望する」欄に、特定口座での取扱いを希望しない申し出があった場合には「希望しない」欄にチェックをしてください。

以上